

随意契約ガイドライン

尾張旭市総務部総務課

目 次

1	趣旨・目的	1
2	随意契約の適正な運用のための指針	1
3	入札参加資格要件等審査委員会	1 1
4	公表	1 1
5	参考条文	1 5
6	参考資料	1 9
7	契約方式選定フローチャート	2 4

1. 趣旨・目的

「随意契約」とは、競争入札の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法で、競争入札に比して手続きが簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なく済み、しかも相手が特定した者であるため資力、信用、技術、経験等相手方の能力を熟知のうえ選定できることから、その運用さえよければその長所を發揮し、所期の目的を達成することができる。

しかし、その運用を誤ると相手方が固定化し、しかも、相手方の選定が恣意的に行われた時の弊害が大きい。

「随意契約」によることができる場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号から第9号に定める9つの場合に該当するときに限って行うことができるものである。この「施行令」の規定には抽象的な内容の記述もあることから、その解釈、運用にあたっては安易に拡大解釈される可能性もある。

そこで、随意契約をする場合の運用をより適切にするため、「施行令」の規定の各号ごとの具体例を参考に、個々の契約ごとに履行内容の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定することで、公平性、経済性を確保し市民に対する説明責任を果たすとともに、安易な随意契約を行うことのないよう、施行令に適應する指針とするため作成するものである。

2. 随意契約の適正な運用のための指針

尾張旭市の契約において、施行令第167条の2第1項各号に掲げる随意契約を行うことができる場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 少額な契約（施行令第167条の2第1項第1号）

予定価格が尾張旭市契約規則（昭和53年規則第19号。以下「規則」という。）第25条に定める金額の範囲内の契約をするとき。

予定価格が次表の契約の種類ごとに定める額以下であること。

契約の種類	予定価格（税込）	主な内容
工事又は製造の請負	130万円以下	建設工事、建築物等修繕、印刷・展示物等製造
財産の買入れ	80万円以下	動産・不動産の購入
物件の借入れ	40万円以下	OA機器、自動車等リース
財産の売払い	30万円以下	動産・不動産の売払い
物件の貸付け	30万円以下	動産・不動産の貸付け
上記以外のもの	50万円以下	業務委託、役務、物品修繕

【留意点】

- ・ 予定価格（複数年の賃貸借契約にあっては、予定賃貸借料総額をいい、単価契約にあっては、積算単価に予定数量を乗じて得た額をいう。）が上記の契約の種類ごとの額以下の場合、施行令第167条の2第1項第2号から第9号までのいずれかに該当する場合であっても、本号を適用すること。（1者見積りの場合はその理由を明記のこと。）
- ・ 本号に該当させるため、作為的に分割して発注する行為は厳に禁止する。

（2）その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき （施行令第167条の2第1項第2号）

「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」とは、その契約の性質、目的等から特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成できない場合や契約の目的を達成するための履行条件を満たす者が特定（1者）されるなど、競争入札を実施することが不可能又は著しく困難な場合及び価格競争がなじまない企画競争（プロポーザル方式、コンペ方式）による場合であって、おおむね次の場合が該当する。

- ① 秘密保持の必要があるもの
- ② 契約の目的に代替性がないもの
- ③ 契約内容の特殊性により、契約の相手が特定されるもの

なお、次の一般的事例は、可能性のある事案を記載したものであり、該当するものは直ちに適用するものとする趣旨ではないものであり、個々の事案に即して、技術の特殊性などを踏まえ客観的に判断すること。

【共通】

- ・ 特殊工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事・業務
- ・ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、履行可能な者が特定される工事・業務
- ・ 法令等の規定により履行できるものが特定される工事・業務

【工事の請負】

- ・ ガス事業法等の規定に基づき施工者が特定される工事
- ・ ごみ処理場や下水処理場のプラントなど特定の設備について、製造者でなければ困難な補修、改良等の工事
- ・ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備の増設等の工事

- ・本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
- ・極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
- ・埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、施工者しかできない極めて特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

【物件の買入れ、借入れ】

- ・特殊な測定装置や工業用薬品など、機能、性能を満たす製品が特定されるとともに特定の販売店からしか買入れできないもの
- ・切手、印紙等の額面金額が定められているものなど、競争性がないと認められるものの買入れ
- ・採用試験問題の印刷など、契約行為自体を秘密にする必要があるもの
- ・リース期間満了後に、業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って行う再リースで、明らかにコストの削減ができると確認されるもの

【業務委託】

- ・電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造・改良・保守・点検
- ・既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一のシステム開発者以外の者に履行させた場合、既存の電算システムに著しい支障が生ずるおそれがあるプログラム等の追加・増設
- ・エレベーターやシステムサーバーなどの特定の機器について、当該機器の製造者でなければ安全性を担保することが困難な保守・点検等
- ・契約の履行に直接関係する第三者との協定書や覚書等に基づく業務で、契約の目的達成ないし適切な履行が確保できる事業者が特定されるもの

【留意点】

- ・契約内容の特殊性から契約の相手方が限定されるなど、競争入札に適しない契約であること。
- ・第2号に該当するような場合には、2名以上のものから見積書を徴収することができないとして、1名の者からのみでよいとしている。
- ・次の視点に基づき点検すること。
 - ① 法定されているか？
 - 法令等でないものを根拠に随意契約していないか
 - 排他的権利（特許権・著作権等）関連の拡大解釈はないか
 - ② 相手方は限定されるのか？
 - 当該業務を行えるものは、本当に「唯一」なのか

業務に精通・熟知していることだけが理由となっていないか？

→ 業務に必要な資格・能力・実績等の明示化

③ 状況に変化はないか？

→ 他の事業者でも履行可能になっていないか

(その後の情報収集を怠っていないか)

④ 発注仕様の見直しはできないか？

→ 発注仕様を見直すことで、競争入札はできないか

→ 業務の分離・分割により、競争入札はできないか

[注釈]

施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」という規定は、会計法（昭和22年3月31日法律第35号）第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」よりも広い場面を想定している。即ち競争原理の導入が可能な場合にもなお競争入札に適しない者があることを前提としている。（大阪高裁平成8年6月26日判決）

上記のほか、設備工事2段階工事方式（詳細設計付）においても、本号を適用することになる。この場合は、第1段階で一般競争入札を実施し、当該請負者との契約と同時に第2段階の工事請負契約の予約を締結することを条件としている。第2段階の契約は、本号の随意契約に該当するが、契約金額はその予定価格に第1段階の落札率を乗じた価格以下としており、全体として公正性と経済性の発揮を図っている。

しかしながら、契約相手方を恣意的に指定するなど公平性を欠く場合や契約相手方に関する遂行能力の調査をまったく怠った場合など、契約相手の選定において容認できないような事情がある場合には、その契約の締結が違法とされた事例があることから、公正性の確保、相手方の履行能力の調査は不可欠である。

（福岡地裁平成3年2月21日判決、富山地裁平成8年10月16日判決）

(3) 障害者支援施設等又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設で製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続きにより買い入れる契約、障害者支援施設、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体等又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより役務の提供を受ける契約をするとき
(施行令第167条の2第1項第3号)

障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができる」とされている。

本号による随意契約の対象となるのは、福祉施設関連施設等において製作された物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合が該当する。

【留意点】

- ・特定随意契約事務取扱要領（平成19年3月1日施行）により手続きを行い契約すること。
- ・履行可能な団体等が複数ある場合は、複数の者から見積もりを徴収するなど経済的合理性に留意すること。

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続きにより、買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより新役務の提供を受ける契約をするとき

(施行令第167条の2第1項第4号)

尾張旭市では、第4号に関する規則を定めていないため、第4号の理由による随意契約はできません。

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

(施行令第167条の2第1項第5号)

「緊急の必要」とは、たとえば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続きをとることにより、その時期を失したり、契約の目的を達することができなくなったりすることで、行政上も経済上も著しく不利益になるような場合であって、おおむね次の場合が該当する。

【工事の請負】

- ・堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事

- ・地すべり等の災害に伴う応急工事
- ・堤防や橋梁の緊急補強など災害の未然防止のための応急工事
- ・防災施設、排水施設等における電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- ・水道・下水道施設等の設備機器等の故障において直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合に行う応急工事
- ・交通事故等による二次災害を防止するための応急工事

【物件の買入れ・借入れ】

- ・堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う復旧用資材の買入れや借入れ
- ・電気、機械設備等の故障に伴う復旧用部品の買入れ
- ・災害の未然防止のための緊急対应用資材の買入れや緊急対用の重機の借入れ
- ・感染症発生時において、緊急に行わなければならない蔓延防止のための薬品、衛生材料等の買入れ

【業務委託】

- ・堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う資材運搬や警備等の緊急対応業務
- ・エレベーターや医療機器など特定の機器の故障に伴う緊急復旧業務
- ・堤防、橋梁、遊具等の緊急点検など災害の未然防止のための応急業務

【留意点】

- ・市民生活等への影響を考慮して判断するものであり、事故や故障をもって直ちに随意契約できるものではないこと。
- ・可能な場合には、複数の事業者から見積もりを徴収するなど、経済的合理性に留意すること。

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき (施行令第167条の2第1項第6号)

「競争入札に付することが不利と認められるとき」とは、一般競争入札又は指名競争入札のいずれの方法による場合も、ともに不利と認められるときには随意契約によれるとするもので、おおむね次の場合が該当する。

- ① 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること
- ② 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあること
- ③ 急速にしなければ、契約の機会を失い、又は著しく不利な価格をもつ

て契約しなければならなくなるおそれがあること

【工事の請負】

- ・打ち切った工事を再起工させる場合など、当初履行していた者が施工した方が工期の短縮等が見込まれ、早急に着手しなければ市民生活に影響が出るおそれがあるとき
- ・当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事や本體工事と密接に関連する付帯的な工事など、現に履行中の事業者引き続き履行させなければ、工期の短縮や経費の節減の面で不利になると認められるとき
- ・他の施工中の工事と交差する個所の工事で、当該施工中の者に施工させなければ、工期の短縮、経費の節減、工事の安全・円滑な施工の確保の面で不利になると認められるとき

【業務委託】

- ・当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった業務や本體業務と密接に関連する附帯的な業務など、現に契約履行中の事業者引き続き履行させなければ、期間の短縮や経費の節減の面で不利になると認められるとき
- ・他の実行中の業務の内容と重複又は関連する業務で、実施中の者に実施させなければ、期間の短縮、経費の節減、業務の円滑な実施の確保の面で不利になると認められるとき

【留意点】

- ・「使いやすい」「納入実績がない」ことを理由として、競争入札から排除されるということはなく、競争入札によると不利になるということもなく、このことをもって随意契約とすることはできない。

[注釈]

施行令167条の2第1項第6号は、見積相手方が1者となる場合があり同項2号と接近していると見受けられるが、同項2号は、その者しか履行できない場合であるのに対し、同項6号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合がある。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

(施行令第167条の2第1項第7号)

「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」とは、一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合より誰がみてもはるかに有利な価格で契約できると判断できるときをいい、おおむね次の場合が該当する。

【工事請負】

- ・特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に「相当多量に所有する」ため、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると思われる場合
- ・特定の施工者が開発し、又は、導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると思われる場合

【物件の買入れ】

- ・ある物件を購入するに当たり、特定の事業者がその物品を「相当多量に保有」し、しかも他の事業者が保有している当該同一物品の価格に比して著しく有利な価格でこれを購入することができるとき

【留意点】

- ・予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合より誰がみてもはるかに有利な価格で契約できるときと解する時である。その基準としては、競争入札に付した場合の「最低制限価格」が目安となる。
- ・「著しく有利な価格」とは、一律に有利であるか否かを判断する基準を示すことは困難と思われるが、運用としては2割ぐらいが目途となる。

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
(施行令第167条の2第1項第8号)

「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず、入札者がいないときである。

また、「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、1回目の入札で予定価格の制限の範囲内の価格がないときに、直ちに行う2回目の入札（再度の入札）においても入札者がいないときである。

【留意点】

- ・ 契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。
- ・ 国においては、国土交通省通知により、本号の適用は原則廃止とする運用が行われていることに留意すること。

(参考資料1参照)

平成17年8月29日国地契第46号 国土交通省通知「不落随契の原則廃止等その厳正化について」

**(9) 落札者が契約を締結しないとき
(施行令第167条の2第1項第9号)**

一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札者の決定後、当該落札者が契約を締結しないときは、随意契約することができる。

落札者が契約を締結しないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付することができるが、改めて競争入札に付する暇がない場合もあることから、随意契約ができるとされている。

【留意点】

- ・ 「履行期限」以外は、当初に定めた条件を変更できず、特に「落札金額」の制限内で行われなければならない。

【その他共通事項】

- ・ 随意契約を採用することとした場合は、具体例を参考にして、根拠条文（施行令第167条の2第1項第1号から第9号まで）、採用した理由、契約の相手方を選定した理由等を明確に施行伺いに記述するものとする。
- ・ 契約金額が10万円以下のものを除き、見積りは2者以上とする。
- ・ 予定価格が省略できるものは30万円以下の契約であり、その額を超える契約は予定価格を作成する。
- ・ 随意契約の予定価格は、競争契約の予定価格（契約価格に基準）と違って単なる契約基準にすぎないので、必ずしも予定価格の制限内で契約する必要はないこと。また、価格だけで有利な者と契約する必要はないこと。（もちろん、特別の理由がない限り、不利な者と契約することは妥当でない。）
- ・ 施行令第167条の2第1項第2号以外の規定であっても、2名以上の者から見積書を徴収することが適当でない場合がある。
 - ① 契約金額が著しく低額である場合
 - ② 再度の入札に付し落札者がなく、入札で最高又は最低の価格をもって申し込みをした者と契約をしようとする場合
 - ③ 災害等緊急の必要により契約をしようとする場合
- ・ 同価格の見積もりが提出された場合の処理
 - ① 総体的に判断して、事業執行に当たりどちらか一方が有利であるとすれば、その一方と契約を締結することも可能である。この場合は、理由を明記の上、決裁を得ること。
 - ② くじ引き等により公正を期する方法
 - ③ 公共性並びに経済性を満足させるものであれば、再度見積書を提出させることも可能である。

3. 入札参加資格要件等審査委員会

契約事務手続きの公正性を図るため、施行令167条の2第1項の理由により行う特命随意契約（1者随契）の場合は、客観性を担保する観点から入札参加資格要件等審査委員会で審議の対象業務を決定する。

入札参加資格要件等審査委員会の審議を経て、なお、真にやむを得ないとして随意契約を行う場合は、担当課においてその理由を明確化しておくこと。

4. 公表

随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則第25条に定める金額の範囲を超える契約をするとき、契約案件ごとに「随意契約確認表」（第1号様式）を作成すること。

また、以下により公表するものとする。

（1）公表の内容（第2号様式）

- ・ 契約締結日
- ・ 業務名及び概要
- ・ 契約の相手方を選定した理由
- ・ 契約の相手方の商号又は名称
- ・ 契約金額

（2）公表の時期

随意契約の締結後、速やかに公表するものとする。

この場合の公表期間は、公表した日の翌日から起算して少なくとも1年が経過する日までとする。

（3）公表の方法

公表は、契約担当課において、閲覧場所を設け書面で閲覧するとともに尾張旭市公式ホームページにて公表する。

（参考資料2参照）

随意契約の内容の公表（記載例1～4）

5. 契約方式の選定（参考資料3参照）

契約方式選定フローチャートにより契約方式を選定すること。

附 則

このガイドラインは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成26年6月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成28年12月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式

随意契約確認表

業務名	
業務概要	
契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

区分	確認事項	適用
1. 根拠規定	地方自治法施行令167条の2第1項第 号	
2. 契約保証金	<input type="checkbox"/> 尾張旭市契約規則第32条第 号	
	<input type="checkbox"/> 尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領による	
3. 随意契約理由		
4. 業務内容及び仕様	法令等の根拠、排他的権利関連の拡大解釈はないか。また、業務内容及び範囲を見直すことで競争入札はできないか。	
5. 情報の収集及び標準化	類似の業務契約を締結している自治体等からの情報収集を行っているか。	
6. 予定価格の設定	予定価格の設定にあたり、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、履行期間の長短等を考慮して、客観的に積算しているか。	
7. 契約の相手となる者の選定手続き	2名以上から見積書を徴収して、競争性を確保しているか。見積業者は、知識、技術、経験等を総合的に判断して選定しているか。	
8. 見積金額の妥当性	仕様の内容から、公共単価、類似業務の実例単価等、概ね妥当な金額となっているか。また、価格交渉を重ね妥当性があるか。	
9. 業務内容の見直し	業務内容を同一又は類似の内容で実施する場合は、実施する毎に、契約先、内容、効果及び範囲等について、必要な見直しをしたか。	
10. 業務の継続	業務内容は、専門性又は特殊性等があり、代替可能な者が他にいないか。また、業務の分離・分割はできないか。	

※この様式は、予定価格が尾張旭市契約規則第25条に定める金額の範囲を超える契約をするときに作成してください。

※「適用」欄は、各所属でチェックし、施行伺いに添付してください。

(該当する項目：✓、該当しない項目：—)

※入札参加資格要件等審査委員会の審査案件に指定された場合は、説明資料としてください。

※総務課と事前協議する場合は、各チェック項目の詳細が分かる書面を添付してください。

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	部 課
契約締結年月日	平成 年 月 日
業 務 名	
業 務 の 概 要	
契約金額 (税込)	円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。
契約の相手方	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)
	<input type="checkbox"/> 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、 部 課です。

地方自治法施行令(昭和25年政令第16号)抜粋

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約
よることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定
賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄
に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないも
のをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修
理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性
質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年
法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下この号に
おいて「障害者支援施設」という。)、同条第二十五項に規定する地域活動支援セ
ンター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定
する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に
規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業
に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しく
は小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に
規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の
規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同
じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共
団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律
第百五号)第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号

において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係

る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

尾張旭市契約規則

別表(第 25 条関係)

(1) 工事又は製造の請負	130 万円
(2) 財産の買入れ	80 万円
(3) 物件の借入れ	40 万円
(4) 財産の売払い	30 万円
(5) 物件の貸付け	30 万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円

(参考資料1)

(別添2)

国地契第46号
平成17年8月29日

各地方整備局総務部長あて
国土地理院総務部長あて
国土技術政策総合研究所総務部長あて

国土交通省大臣官房地方課長

不落随契の原則廃止等その厳正化について

標記に関し、再度の入札をしても落札者がいないときに行うことができる予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第99条の2の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）については、既に、その本来の趣旨に立ち返り、入札参加者の適正な見積もりを強く促すとともに、入札の競争性の一層の向上を図ることにより、不落随契が競争入札によることが無理な場合の真にやむを得ない措置となるよう的確に対応しているところである。今般、平成17年7月29日付けで「入札談合の再発防止対策について」が取りまとめられ、平成17年8月12日付けで事務次官から各地方整備局長あて通知されたところであるが、同対策において、不落随契の原則廃止等その厳正化が盛り込まれたところであることから、その趣旨を踏まえ、不落随契の原則廃止等その厳正化に引き続き取り組まれない。

(参考資料 2)

随意契約の内容の公表

(記載例 1)

担 当 部 課	〇〇部〇〇課	
契約締結年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
業 務 名	下水道撤去工事	
業 務 の 概 要	<p>本工事は、〇〇株式会社が施工する道路拡幅工事に関連して、既設の下水道管を撤去する工事です。</p> <p>内径 400～300mm 管撤去工：176.4m</p>	
契約金額(税込)	<p>〇〇〇〇〇円</p> <p>※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。</p>	
契約の相手方	〇〇株式会社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	(該当する□欄に印をつけること)	
	<input type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input checked="" type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>本工事は、車道の拡幅部分での作業となるため、拡幅工事を請負っている〇〇株式会社以外に発注することは、工程管理、安全管理、作業スペースの確保、近隣住民との対応の面で不利になると認められることから、随意契約を締結するものです。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、〇〇部〇〇課

随意契約の内容の公表

(記載例 2)

担 当 部 課	〇〇部〇〇課	
契約締結年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
業 務 名	財務会計総合システムの保守及び運用委託	
業 務 の 概 要	当該業務は、本市の委託により、平成〇〇年度から平成〇〇年度にわたり株式会社〇〇が開発した財務会計総合システム（以下「本システム」という。）の保守・運用を委託するもの。	
契約金額（税込）	〇〇〇〇〇円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	株式会社〇〇	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <small>（該当する□欄に印をつけること）</small>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	本システムの開発業者である株式会社〇〇は、当システムで利用しているパッケージソフトの開発元であり、当該ソフトウェアに関する全ての情報を保有するとともに著作権を有している。株式会社〇〇は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に株式会社△△より営業譲渡を受け、本システムに関する資産譲渡及び独占的使用許諾がなされており、株式会社〇〇以外の業者は当該業務を履行できないものである。	

※ 契約の内容についてのお問い合わせ先は、〇〇部〇〇課です。

随意契約の内容の公表

(記載例3)

担 当 部 課	〇〇部〇〇課	
契約締結年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
業 務 名	財務会計総合システム運用ソフトウェアの賃貸借	
業 務 の 概 要	当該契約は、財務会計総合システム（以下「本システム」という。）を運用するソフトウェアを賃貸借するもの。	
契約金額（税込）	〇〇〇〇〇円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	〇〇株式会社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <small>(該当する□欄に印をつけること)</small>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>本システムを運用するためのソフトウェアの賃貸借については、平成〇〇年度に一般競争入札を行い、その結果に基づき〇〇株式会社と平成〇〇年〇〇月〇〇日を限度として賃貸借契約を締結した。</p> <p>契約限度期間満了後においても、本システムの次期更新予定である平成〇〇年〇〇月までの間について、経費負担の軽減及びシステムの安定的な稼働のため、〇〇株式会社と継続して契約するものである。</p>	

※ 契約の内容についてのお問い合わせ先は、〇〇部〇〇課です。

随意契約の内容の公表

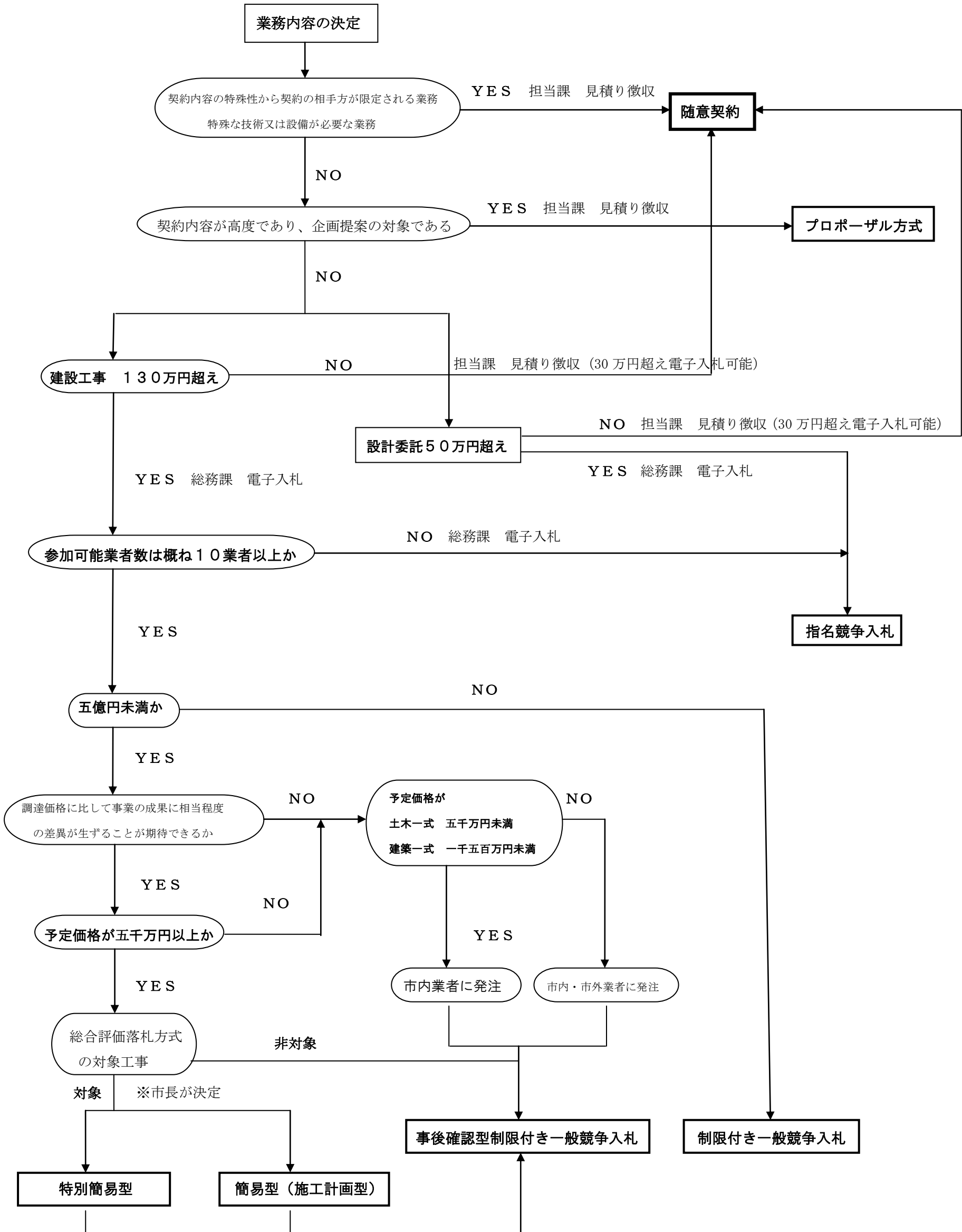
(記載例 4)

担 当 部 課	〇〇部〇〇課
契約締結年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
業 務 名	〇〇町地内取付管工事
業 務 の 概 要	<p>下水道本管が整備された地域に取付管を布設して接続するものです。</p> <p>内径 100mm 取付管工：28 箇所 内径 150mm 取付管工： 2 箇所</p>
契約金額 (税込)	<p>〇〇〇〇〇円</p> <p>※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。</p>
契約の相手方	〇〇株式会社
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項</p> <p style="text-align: right;">(該当する□欄に印をつけること)</p>
	<input type="checkbox"/> 第 2 号 <p>その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</p>
	<input type="checkbox"/> 第 3 号 <p>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</p>
	<input type="checkbox"/> 第 5 号 <p>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</p>
	<input checked="" type="checkbox"/> 第 6 号 <p>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</p>
	<input type="checkbox"/> 第 7 号 <p>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>
	<input type="checkbox"/> 第 8 号 <p>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p>
	<input type="checkbox"/> 第 9 号 <p>落札者が契約を締結しないとき。</p>
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>本工事は、取付管を布設して本管と接続するものであり、本管工事を請け負っている〇〇株式会社以外に発注することは、現地の工事状況に精通していないので、工期の短縮、関係機関との連絡調整、近隣住民との対応の面で不利になると認められることから、随意契約を締結するものです。</p>

※ 契約の内容についてのお問い合わせ先は、〇〇部〇〇課です。

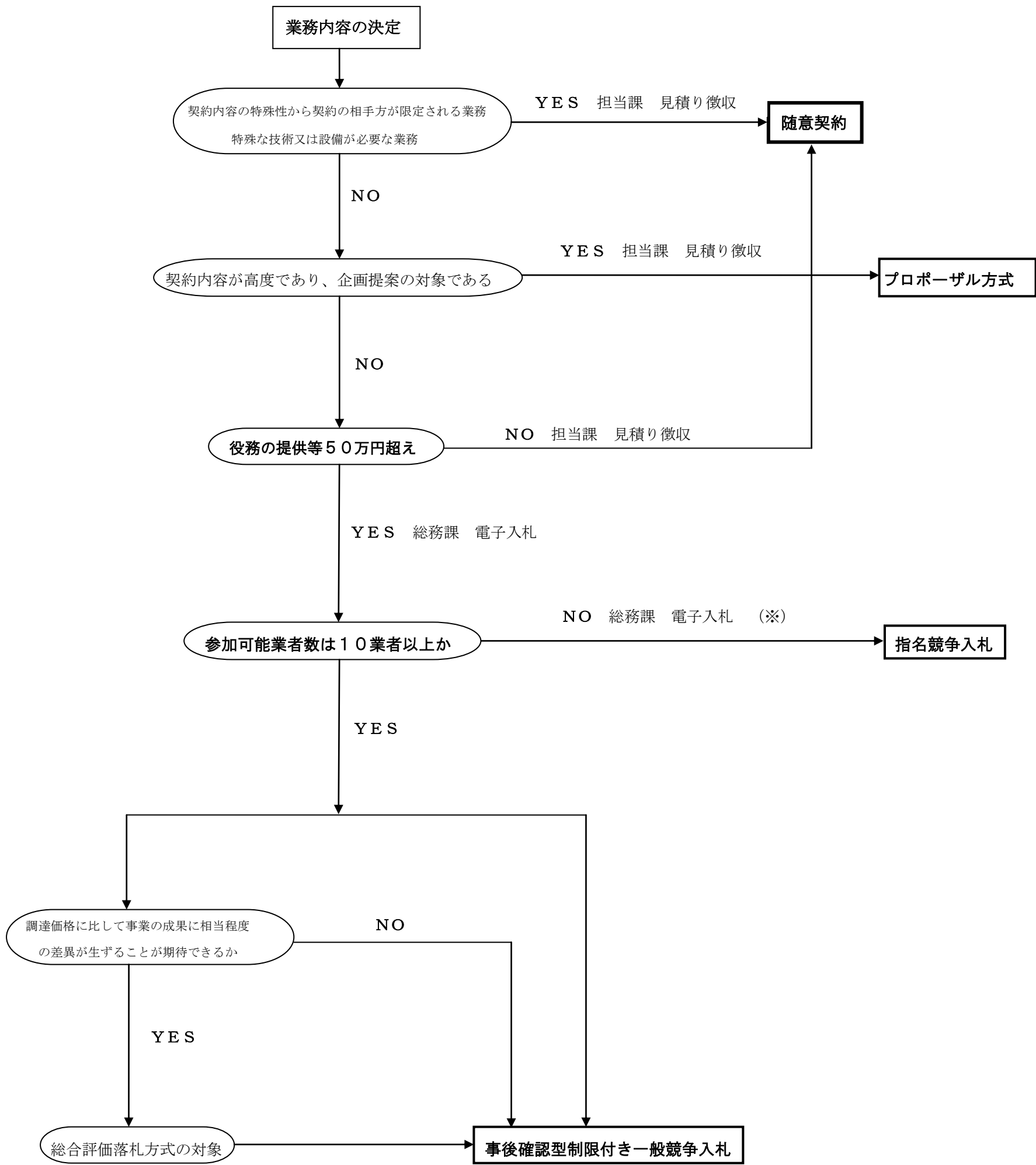
(参考資料3)

契約方式選定フローチャート（建設工事等）



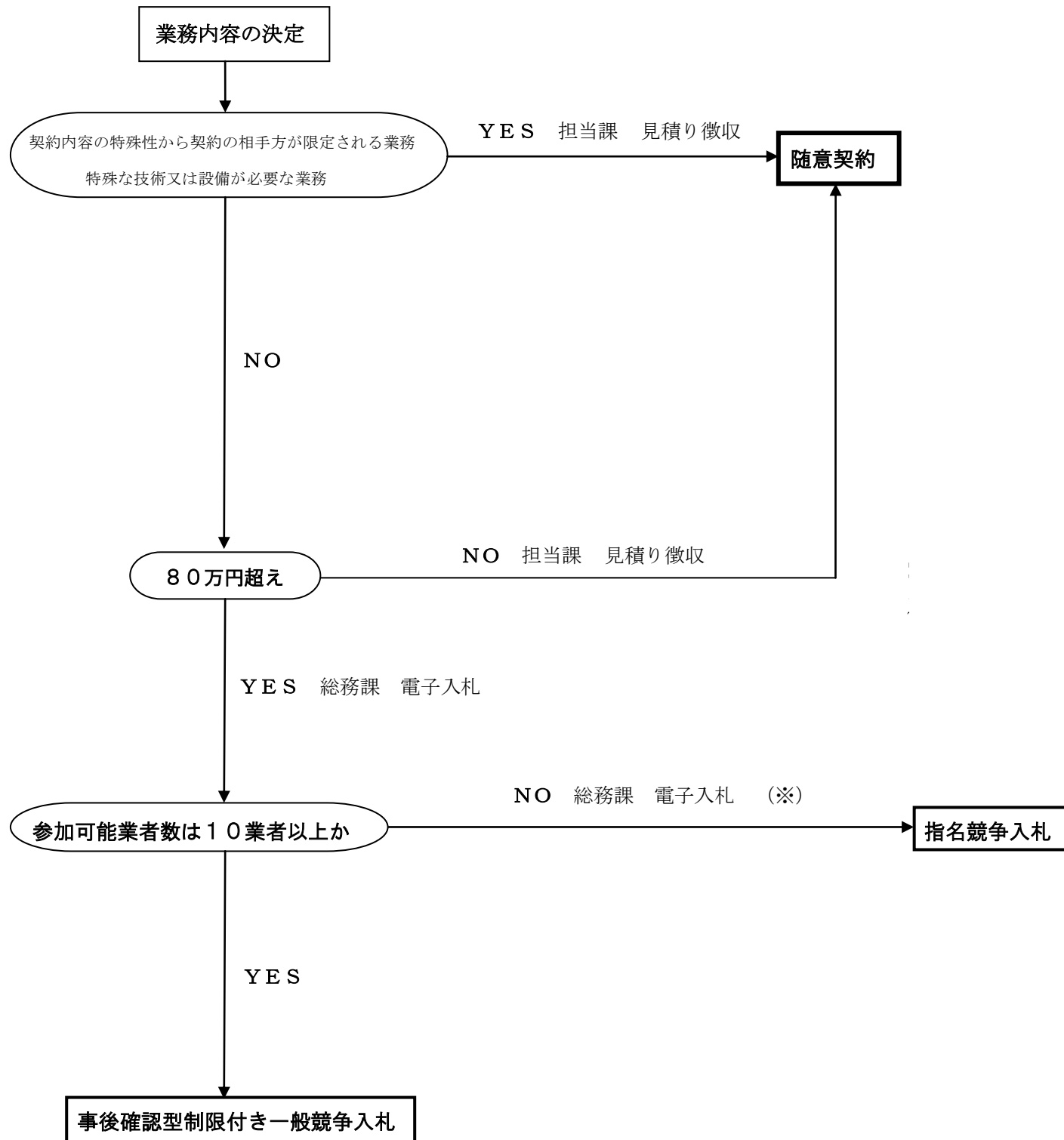
※ 五億円以上の制限付き一般競争入札も総合評価落札方式の対象工事とする。

契約方式選定フローチャート（役務の提供等）



※ 市内業者で調達可能な業務で入札参加者が10業者以上確保できない場合は、指名競争入札を選択することができる。

契約方式選定フローチャート（物品）



※ 市内業者で調達可能な物品で入札参加者が10業者以上確保できない場合は、指名競争入札を選択することができる。